

「多摩の森」活性化プロジェクト機運醸成事業

企画提案募集要領

「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会（以下「協議会」という。）は、森林の重要性や協議会が実施する事業（以下「プロジェクト」という。）を効果的にPRし、協議会の認知度を高めるとともに、森林環境税及び森林環境譲与税への都民の理解を深め、プロジェクトへの参加の機運を醸成することを目的とし、機運醸成事業を実施する。

ついては、下記の要領で、本事業の実施者となりうる者からの企画提案を募集し、審査により、優秀な提案をした1社を受託者として選定する。

1 委託内容の概要

別添「委託仕様書」及び選定された企画提案内容を踏まえて、協議会と受託者との協議により、企画提案内容を反映させた仕様書を作成し、委託内容とする。

2 契約期間

契約確定日の翌日から令和8年3月23日（月曜日）まで

3 委託契約予定額

29,000,000円(税込)

※契約金額は、応募者の提案した「提案価格見積書」の金額とし、委託業務完了後に協議会が受託者へ支払うこととする。

4 応募者の要件

応募者は、以下の要件を全て満たすこと。

(1) 以下の全ての事項に該当すること。

ア 東京都財務局の競争入札参加有資格者名簿（広告代理）で入札格付けが「A」であること。

イ 過去に協議会又は協議会参加自治体のいずれかにおいて、事業のPR、キャンペーン等の業務の履行実績があること。

ウ セキュリティに関する認証（ISO27001/ISMS）、個人情報保護に関する認証（プライバシーマーク）又はそれに準ずる認証等を法人として保有していること。

(2) 以下のいずれにも該当しないこと。

ア 協議会参加自治体における指名競争入札参加者指名停止基準等に基づく指名停止を受けていないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

5 応募方法

本企画提案に応募する場合は、別紙 1「応募届」及び「添付書類」を令和 7 年 8 月 6 日（水曜日）正午までに、「14 応募・問合せ先」に対し、電子メールにより送付すること。期限までに応募届の提出がなかった場合は、いかなる理由があっても企画提案への参加ができないものとする。

なお、応募届の原本は、令和 7 年 8 月 8 日（金曜日）までに、同宛先に持参又は郵送（必着）すること。

6 企画提案募集に関する質問・回答

上記 5 により応募した事業者は、本企画提案募集要領及び委託仕様書に関して質問がある場合は、令和 7 年 8 月 13 日（水曜日）正午までに、「14 応募・問合せ先」に対し、電子メールにより連絡すること。

質問及びその回答は、令和 7 年 8 月 19 日（火曜日）までに、協議会から全ての応募者に対し、電子メールにより連絡する。

7 応募の辞退

本企画提案の応募を辞退する場合は、令和 7 年 8 月 20 日（水曜日）正午までに、「14 問い合わせ先」に対し、別紙 2「辞退届」の原本を持参又は郵送（必着）すること。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

以下の書類及びそのデータを格納した「DVD-R（1 枚）」を提出すること。

ア 企画提案書

(ア) 応募者名や応募者名を連想させるブランド名等を記載していないもの
(15 部)

(イ) 応募者名を記載しているもの（1 部）

イ 提案価格見積書（1 部）

ウ 会社概要（パンフレット可）（1 部）

(2) 企画提案書及び提案価格見積書の規格・構成

別添「企画提案書及び提案価格見積書作成要領」のとおり。

(3) 提出期限

令和7年9月1日（月）正午まで（必着）

(4) 提出方法

「14 応募・問合せ先」に対し、持参又は郵送すること。

郵送の場合、到着が提出期限を過ぎたものは無効とするため、発送日や郵送期間に注意すること。

持参の場合、受付時間は平日8時30分から12時まで及び13時から17時までとする。ただし、最終日は8時30分から12時までとする。

9 企画選定委員会の開催

(1) 日時

令和7年9月8日（月曜日）＜予定＞

※時間等の詳細は、別途電子メールにより連絡する。

(2) 会場

東京都庁舎内会議室

(3) 1者あたりの説明者数

4名まで

(4) 1者あたりの所要時間

説明15～20分、質疑応答10分

(5) 説明方法

ア 1者あたり1提案とする。

イ 事前に提出した企画提案書に基づき、プレゼンテーション及び質疑応答を行うこと。なお、プレゼンテーション用のPC、HDMIケーブル及びモニターは協議会が用意する。その他、必要な機材等は応募者が用意すること。

ウ プレゼンテーションは、所定の時間内で行うこと。

エ 協力会社等も含め応募者名が特定又は類推されるような表現をしないこと。

(6) 選定方法

プレゼンテーション、事前提出書類の内容に基づき、厳正な審査を行い、最も評価の高い提案をしたものから順に受託者候補順位を決定する。

その後、協議会の審議を経て、受託者を決定する。

なお、応募多数の場合は、提出された企画提案書をもとに事前審査を行い、プレゼンテーション参加者を選定する。

(7) 審査基準

別紙3「「多摩の森」活性化プロジェクト機運醸成事業業務委託 評価票」のとおり。

10 選定結果通知

審査後、プレゼンテーションに参加したすべての応募者に対し、審査結果を通知する。
なお、企画選定委員会による審査内容等、審査結果の詳細に関する質問には一切回答はしない。

11 契約締結

受託者として決定した場合、協議会と委託契約を締結するものとする。

12 失格条項

応募者又は企画提案書等について、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 応募者が「4 応募者の要件」を満たさなくなった場合。
- (2) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 評価の公平性を害する行為があった場合。
- (5) 上記(1)から(4)までに定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合。

13 その他

- (1) 企画提案応募にかかる費用は応募者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の作成に当たって、第三者の著作権等に抵触する恐れのあるものは、応募者の責任において適正な処理をすること。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正又は変更は認めない。
- (4) 提出された書類は理由の如何を問わず返却しない。

14 応募・問合せ先

「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会事務局
(東京都産業労働局農林水産部森林課内)
担当 秋葉、伊藤

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都庁第一本庁舎 21 階中央

電話番号 03(5000)7198 (直通)

E-mail Ikuo_Akiba@member.metro.tokyo.jp

Dai_Ito@member.metro.tokyo.jp

(メールは以上の2カ所に送ること。)

令和 年 月 日

「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会 会長 殿

会社名

所在地

代表者名

㊟

応 募 届

当社は、「「多摩の森」活性化プロジェクト機運醸成事業」に係る企画提案に応募します。

1 担当者 ※今後、連絡窓口となる方についてご記入ください

- (1) 所属部署
- (2) 氏 名
- (3) 電 話
- (4) E-mail

2 応募要件の確認

- (1) 東京都財務局の競争入札参加有資格者名簿（広告代理）で入札格付けが「A」であることが確認できる資料をご提出ください。
- (2) 過去に協議会又は協議会参加自治体から委託を受けて履行した事業のPR、キャンペーン等の業務について、委託元（団体名）、業務内容、実施時期をご記入ください。（別紙可）
- (3) セキュリティに関する認証（ISO27001／ISMS）、個人情報保護に関する認証（プライバシーマーク）又はそれに準ずる認証等を法人として有していることが確認できる資料（ISO27001／ISMS の認証を受けていることを証する書類の写し、プライバシーマーク登録証の写し又はそれに準ずる認証等の写し）をご提出ください。

令和 年 月 日

「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会 会長 殿

会社名

所在地

代表者名

⑨

辞 退 届

当社は、「「多摩の森」活性化プロジェクト機運醸成事業」に係る企画提案を辞退します。

1 担当者

- (1) 所属部署
- (2) 氏 名
- (3) 電 話
- (4) E-mail

2 辞退理由

「多摩の森」活性化プロジェクト機運醸成事業業務委託 評価票

別紙 3

番号	評価項目		高評価ポイント	配点
	大項目	小項目		
1	業務概要	目的及び作業概要	・「多摩の森」活性化プロジェクトの課題及び方針を理解している。	10
2		全体スケジュール	・事業プロダクト企画・作成及び展開等のスケジュールが妥当である。	10
3	委託内容詳細	企画	・「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会の設置の経緯、目的を理解し、都民全体をターゲットとした森林環境の整備の意義、税使途としての活用理解を十分に勘案し、効果的な施策展開を企画している。	10
4		プロダクト作成手法	・事業プロダクトの具体的な作成手法が記載されている。	10
5		展開実施計画	・展開時期、手法及びマーケティング効果を持つ展開計画が実施されている。 ・提供者からの一方的なプロダクトアウトでない展開手法を加味している。	10
6		展開実施効果試算	・広範な効果測定が可能なリサーチ手法が記載されている。	10
7		費用対効果	・必要最低限の経費で高いPR効果が得られるような工夫がなされている。	10
8		成果物	・作成する動画等プロダクト成果物の記載が明確である。 ・納入予定時期が示されている。	10
9	職員体制等	職員体制	・統括責任者及び各業務の主となる担当者が、地方自治体の機運醸成事業(PR事業)に関する業務実績がある。 ・体制(人数)が十分である。 ・受託業務に対する職員の役割が記載されている。	10
10		職員の決意表明	・これまでの経験から重視すべきと考えているものが納得できる内容である。 ・会社、担当者が考える本受託事業におけるテーマや重点事項が共感できるものである。	10
合計				100